

第 35 号議案

加東市廃棄物処理手数料徴収条例等の一部を改正する条例制定の件

加東市廃棄物処理手数料徴収条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 3 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市廃棄物処理手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(加東市廃棄物処理手数料徴収条例の一部改正)

第 1 条 加東市廃棄物処理手数料徴収条例（平成 18 年加東市条例第 134 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号ただし書中「100分の108を乗じて得た額」を「消費税等相当額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づき消費税が課される額に同法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をいう。）を加えた額」に改める。

(加東市下水道条例の一部改正)

第 2 条 加東市下水道条例（平成 18 年加東市条例第 162 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 1 項中「100分の108を乗じて得た額」を「消費税等相当額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づき消費税が課される額に同法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をいう。）を加えた額」に改める。

(加東市生活排水処理施設条例の一部改正)

第 3 条 加東市生活排水処理施設条例（平成 18 年加東市条例第 164 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「100分の108を乗じて得た額」を「消費税等相当額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づき消費税が課される額に同法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をいう。）を加えた額」に改める。

(加東市給水条例の一部改正)

第4条 加東市給水条例(平成18年加東市条例第173号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「100分の108を乗じて得た額」を「消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をいう。以下同じ。)を加えた額」に改める。

第25条中「100分の108を乗じて得た額」を「消費税等相当額を加えた額」に改める。

第34条第1項及び第2項中「100分の108を乗じて得た額」を「消費税等相当額を加えた額」に改める。

(加東市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正)

第5条 加東市病院事業使用料及び手数料条例(平成18年加東市条例第175号)の一部を次のように改正する。

第2条中「消費税及び地方消費税」を「消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税(以下単に「消費税」という。)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税(以下単に「地方消費税」という。)」に改め、「100分の108を乗じて得た額」を「消費税等相当額(消費税が課される額に消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をいう。以下同じ。)を加えた額」に改める。

第3条第1項及び第3項中「100分の108を乗じて得た額」を「消費税等相当額を加えた額」に改める。

第4条第1項の表及び第2項並びに第5条中「100分の108を乗じて得た額」を「消費税等相当額を加えた額」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(加東市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第2条の規定による改正後の加東市下水道条例第20条第1項及び別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の公共下水道の使用に係る使用料について適用し、施行日前までの公共下水道の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日前から継続して使用させている公共下水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料(施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である公共下水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日(その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項に

において同じ。) から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月 31 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。) については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

(加東市生活排水処理施設条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第3条の規定による改正後の加東市生活排水処理施設条例第14条第1項及び別表第2の規定は、施行日以後の排水処理施設の使用に係る使用料について適用し、施行日前までの排水処理施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 6 施行日前から継続して使用させている排水処理施設の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料(施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である排水処理施設の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日(その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。) から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。) については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 7 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

(加東市給水条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 第4条の規定による改正後の加東市給水条例(以下「新給水条例」という。) 第10条及び第25条の規定は、施行日以後の水道の使用に係る水道料金について適用し、施行日前までの水道の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

- 9 施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に水道料金の支払を受ける権利が確定するものに係る水道料金(施行日以後初めて水道料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する水道料金を前回確定日(その直前の水道料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。) から施行日以後初めて水道料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。) については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 10 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月

とする。

- 1 1 新給水条例第34条第1項及び第2項の規定は、施行日以後の給水装置の新設工事、改造工事又は増設工事の申込みに係る加入分担金について適用し、施行日前までの当該申込みに係る加入分担金については、なお従前の例による。

(加東市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 2 第5条の規定による改正後の加東市病院事業使用料及び手数料条例第5条及び別表第2の規定は、施行日以後に交付する診断書等（消費税及び地方消費税を課されるものに限る。）に係る手数料から適用し、同日前に交付の請求があったものに係る手数料については、なお従前の例による。

第 35 号議案 要旨

加東市廃棄物処理手数料徴収条例等の一部改正（要旨）

1 改正理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）の一部が令和元年 10 月 1 日から施行され、消費税率（消費税及び地方消費税の合計税率をいう。）が 10 パーセントに引き上げられることに伴い、関係条例について所要の改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 加東市廃棄物処理手数料徴収条例の一部改正（第 1 条関係）

し尿汲取手数料の算定に係る消費税等相当額の表記を改めること。（第 2 条）

※消費税及び地方消費税の引上分相当額の増額

(2) 加東市下水道条例の一部改正（第 2 条関係）

公共下水道使用料の算定に係る消費税等相当額の表記を改めること。（第 20 条）

※消費税及び地方消費税の引上分相当額の増額

(3) 加東市生活排水処理施設条例の一部改正（第 3 条関係）

生活排水処理施設使用料の算定に係る消費税等相当額の表記を改めること。（第 14 条）

※消費税及び地方消費税の引上分相当額の増額

(4) 加東市給水条例の一部改正（第 4 条関係）

管理者が施行する給水装置工事費、水道料金及び加入分担金の算定に係る消費税等相当額の表記を改めること。（第 10 条、第 25 条及び第 34 条）

※消費税及び地方消費税の引上分相当額の増額

(5) 加東市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正（第 5 条関係）

診療費等、人間ドック等に係る料金、病室使用料、往診等による自動車の利用料及び診断書等の手数料の算定に係る消費税等相当額の表記を改めること。（第 2 条～第 5 条）

※消費税及び地方消費税の引上分相当額の増額

3 施行期日 令和元年 10 月 1 日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>○加東市廃棄物処理手数料徴収条例の一部改正（第 1 条関係） （手数料の徴収）</p> <p>第 2 条 市長は、次に定める手数料を徴収する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 廃棄物処理手数料については、別表第 3 に定める手数料を徴収する。ただし、し尿汲取りについては、別表第 3 に掲げる金額に<u>1 0 0 分の 1 0 8 を乗じて得た額</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を徴収し、1 0 円未満の額については、切り捨てるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>○加東市下水道条例の一部改正（第 2 条関係） （使用料の算定方法）</p> <p>第 2 0 条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算定した額に<u>1 0 0 分の 1 0 8 を乗じて得た額</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____とす</p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第 2 条 市長は、次に定める手数料を徴収する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 廃棄物処理手数料については、別表第 3 に定める手数料を徴収する。ただし、し尿汲取りについては、別表第 3 に掲げる金額に<u>消費税等相当額（消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に基づき消費税が課される額に同法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をいう。）を加えた額</u>を徴収し、1 0 円未満の額については、切り捨てるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>（使用料の算定方法）</p> <p>第 2 0 条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算定した額に<u>消費税等相当額（消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に基づき消費税が課される額に同法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をいう。）を加えた額</u>とす</p>

る。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2・3 (略)

○加東市生活排水処理施設条例の一部改正（第3条関係）

(使用料の算定方法)

第14条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第2に定めるところにより算定した額に100分の108を乗じて得た額

とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2・3 (略)

○加東市給水条例の一部改正（第4条関係）

(工事費の算出方法)

第10条 管理者が施行する給水装置工事費は、次に掲げるものの合計額に100分の108を乗じて得た額

に事務費を加算した額とする。

る。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2・3 (略)

(使用料の算定方法)

第14条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第2に定めるところにより算定した額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をいう。）を加えた額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2・3 (略)

(工事費の算出方法)

第10条 管理者が施行する給水装置工事費は、次に掲げるものの合計額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をいう。以下同じ。）を加えた額に事務費を加算した額とする。

(1)～(7) (略)

2・3 (略)

(料金)

第25条 料金は、1箇月につき、別表第1により算定した、基本料金と従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(加入分担金)

第34条 給水装置の新設又は改造工事（メーターの口径を増す場合に限る。以下同じ。）の申込者は、次に定める金額に100分の108を乗じて得た額を加入分担金として納入しなければならない。

(1)・(2) (略)

2 共同住宅に設置する給水装置の新設工事、改造工事及び増設工事（共同住宅の戸数が増加したため必要となったものに限る。）の申込者は、前項の規定にかかわらず、次に定める額に100分の108を乗じて得た額を加入分担金として納入しなければならない。

(1)～(3) (略)

3～5 (略)

○加東市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正（第5条関係）

(診療料等)

第2条 診療料等は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省

(1)～(7) (略)

2・3 (略)

(料金)

第25条 料金は、1箇月につき、別表第1により算定した、基本料金と従量料金との合計額に消費税等相当額を加えた額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(加入分担金)

第34条 給水装置の新設又は改造工事（メーターの口径を増す場合に限る。以下同じ。）の申込者は、次に定める金額に消費税等相当額を加えた額を加入分担金として納入しなければならない。

(1)・(2) (略)

2 共同住宅に設置する給水装置の新設工事、改造工事及び増設工事（共同住宅の戸数が増加したため必要となったものに限る。）の申込者は、前項の規定にかかわらず、次に定める額に消費税等相当額を加えた額を加入分担金として納入しなければならない。

(1)～(3) (略)

3～5 (略)

(診療料等)

第2条 診療料等は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省

告示第59号)、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)により算定した額(その診療等について消費税及び地方消費税

_____を課される場合は、当該額に100分の108を乗じて得た額

_____とする。ただし、法令又は契約に基づいて療養の給付及び介護サービスを受ける者において療養等に要する費用の額の算定方法について、特に定めるものについては、その定めるところにより算定した額とする。

第3条 前条の規定にかかわらず、自費で診療又は介護サービスを受ける者の診療料等は、前条に規定する各規程により、1点又は1単位の単価を20円として算定した額に100分の108を乗じて得た額とする。

2 (略)

3 人間ドック等に係る料金は、別表第1に掲げる額に100分の108を乗じて得た額とする。

4 (略)

(使用料)

告示第59号)、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)により算定した額(その診療等について消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税(以下単に「消費税」という。)

及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税(以下単に「地方消費税」という。)を課される場合は、当該額に消費税等相当額(消費税が課される額に消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をいう。以下同じ。)を加えた額とする。ただし、法令又は契約に基づいて療養の給付及び介護サービスを受ける者において療養等に要する費用の額の算定方法について、特に定めるものについては、その定めるところにより算定した額とする。

第3条 前条の規定にかかわらず、自費で診療又は介護サービスを受ける者の診療料等は、前条に規定する各規程により、1点又は1単位の単価を20円として算定した額に消費税等相当額を加えた額とする。

2 (略)

3 人間ドック等に係る料金は、別表第1に掲げる額に消費税等相当額を加えた額とする。

4 (略)

(使用料)

第4条 病室使用料は、1日につき、次の表のとおりとする。

病室の区分		使用料	
1床室	特A	7,000円	消費税及び地方消費税を課される場合は、 <u>100分の108</u> を乗じて得た額
	A	4,000円	
	B	3,000円	
2床室		2,000円	

2 往診等による自動車の利用料は、市内及び市外で片道20キロメートル未満は無料、市外で片道20キロメートル以上は2,000円に100分の108を乗じて得た額とする。

(手数料)

第5条 診断書等の手数料は、別表第2に定める額に100分の108を乗じて得た額とする。

第4条 病室使用料は、1日につき、次の表のとおりとする。

病室の区分		使用料	
1床室	特A	7,000円	消費税及び地方消費税を課される場合は、 <u>消費税等相当額</u> を加えた額
	A	4,000円	
	B	3,000円	
2床室		2,000円	

2 往診等による自動車の利用料は、市内及び市外で片道20キロメートル未満は無料、市外で片道20キロメートル以上は2,000円に消費税等相当額を加えた額とする。

(手数料)

第5条 診断書等の手数料は、別表第2に定める額に消費税等相当額を加えた額とする。